9　障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金は、第一号又は第二号に該当する事業主に対して、第三号に定める額を支給するものとする。

一　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　障害・治療と仕事との両立支援計画（その雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者（障害者を除く。以下この号において同じ。）に対する治療等のための有給休暇の付与、勤務時間の短縮（労働基準法第三十九条の規定による年次有給休暇として与えられるものを除く。）その他のこれらの者の治療等と仕事との両立を支援するために事業主が講ずる措置等を記載した計画をいう。以下この号において同じ。）を、都道府県労働局長に対して提出し、認定を受けた事業主であること。

ロ　労働協約又は就業規則において障害・治療と仕事との両立支援計画に記載された措置を定めている事業主であること。

ハ　障害・治療と仕事との両立支援計画の期間の初日の前日から起算して六箇月前の日から都道府県労働局長に対する障害や傷病治療と仕事の両立支援コース助成金（この号の規定によるものに限る。）の受給についての申請書を提出するまでの間（ニにおいて「基準期間」という。）において、当該計画に係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ニ　障害・治療と仕事との両立支援計画に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職したもののうち、当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適正な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ホ　治療と仕事との両立を支援するために事業主が講ずる措置に要した費用の負担の状況及び当該障害・治療と仕事との両立支援計画に係る事業所の労働者の離職の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

ヘ　障害・治療と仕事との両立支援計画に係る事業所ごとに、次のいずれかに該当する者を新たに配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

(1)　企業在籍型職場適応援助者

(2)　両立支援コーディネーター（反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者の治療と仕事との両立の支援に関し必要な知識及び技能を習得させるための研修を修了した者をいう。次号ハ及び第三号ロにおいて同じ。）

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　その雇用する反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者について、両立支援計画（事業所において作成される当該反復継続して治療を行う必要がある傷病を負つた労働者に係る治療と仕事との両立を円滑にするための措置を定めた計画をいう。以下この号において同じ。）を作成し、かつ、当該両立支援計画に基づく措置を講じた事業主であること。

ロ　両立支援計画の期間の初日から六箇月を経過する日までの間において、当該両立支援計画に係る労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ハ　両立支援計画に係る事業所ごとに、両立支援コーディネーターを配置し、かつ、当該配置について、事業所に掲示等の周知を行つている事業主であること。

（新設）